

四万十町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

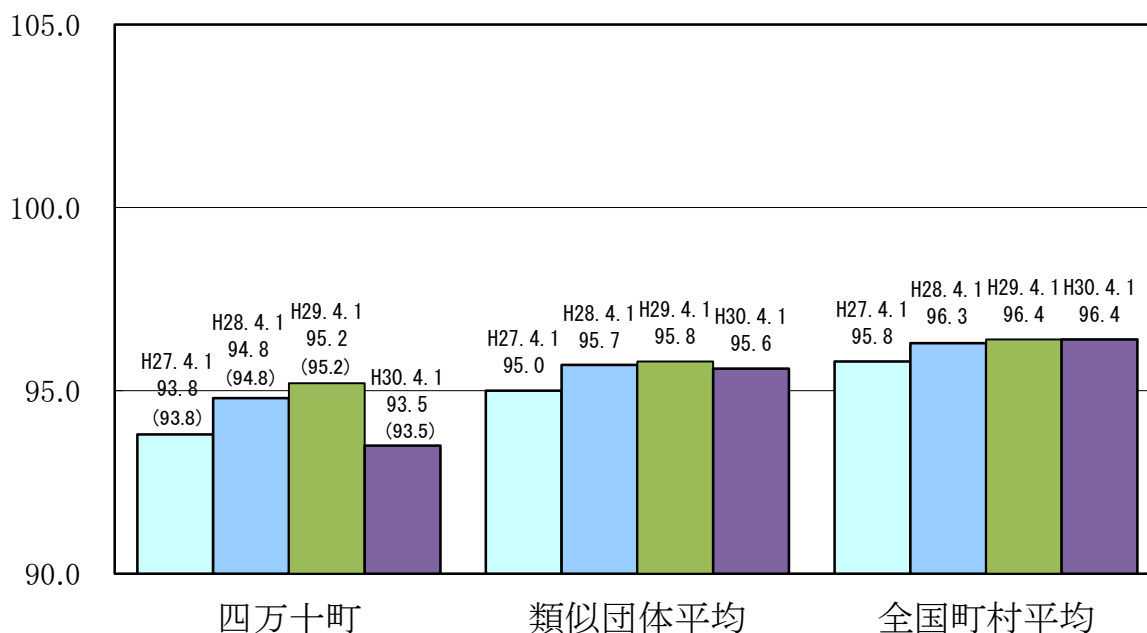
区分	住民基本台帳人口 (平成30年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 前年度の人件費率
H29 年度	人 17,526	千円 16,489,981	千円 223,071	千円 2,149,143	% 13.0%	% 13.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体 平均一人当たり給 与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
H29 年度	人 244	千円 876,438	千円 126,980	千円 343,103	千円 1,346,521	千円 5,519	千円 5,561

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成29年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- ※ 平成30年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

平成29年4月に実施した初任給の引き下げに基づく給料の切替えに伴う経過措置として現給保障を実施しているため。この経過措置の期間については、平成29年度末をもって終了している。

(4) 給与改定の状況

人事委員会の設置なし

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B (%)	勧告 (改定率)		
H29 年度	円	円	円 (%)	%	%	% 0.16

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
H29 年度	月	月	月	月	月	月 4.45

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由)

給与表の改定実施時期 平成29年4月1日
 高知県の給与水準が地域における国家公務員の給与水準を下回る状況にあることから、本町は高知県の給与に準拠する給与体系を取ってきたが、国から「給与制度の総合的見直し」の実施を強く要請され、国に準拠する給与体系に変更。(このことにより、平均1%の引き下げとなる。)
 激変緩和のため、平成29年度に限り経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

なし

③その他の見直し内容

期末手当、勤勉手当、初任給調整手当及び宿日直手当を「平成30年人事院勧告」に基づき改正。
 期末手当：6月期と12月期の支給割合をともに1.3月(改正前は6月期：1.225月、12月期：1.375月)とする。(再任用職員については、ともに0.725月(改正前は、6月期：0.65、12月期：0.8)とする。)
 勤勉手当：0.05月分を引き上げ(再任用職員についても同じ)
 初任給調整手当：医師及び歯科医師について500円を引き上げ
 医学・歯学に関する専門的知識を必要とする職員については100円を引き上げ
 宿日直手当：支給限度額を医師については1,500円、看護師及びその他の職員については200円引き上げ

(6) 特記事項 なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成30年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
四万十町	41.3 歳	294,938 円	342,553 円	314,769 円
高知県	42.6 歳	320,855 円	386,524 円	342,384 円
国	43.5 歳	329,845 円	410,940 円	- 円
類似団体	41.7 歳	304,128 円	348,387 円	329,615 円

(2) 職員の初任給の状況（平成30年4月1日現在）

区分		四万十町	高知県	国
一般行政職	大学卒	168,600 円	181,900 円	179,200 円
	高校卒	147,100 円	148,200 円	147,100 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成30年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	256,900 円	333,300 円	374,600 円	402,500 円
	高校卒	226,300 円	302,200 円	345,400 円	394,400 円

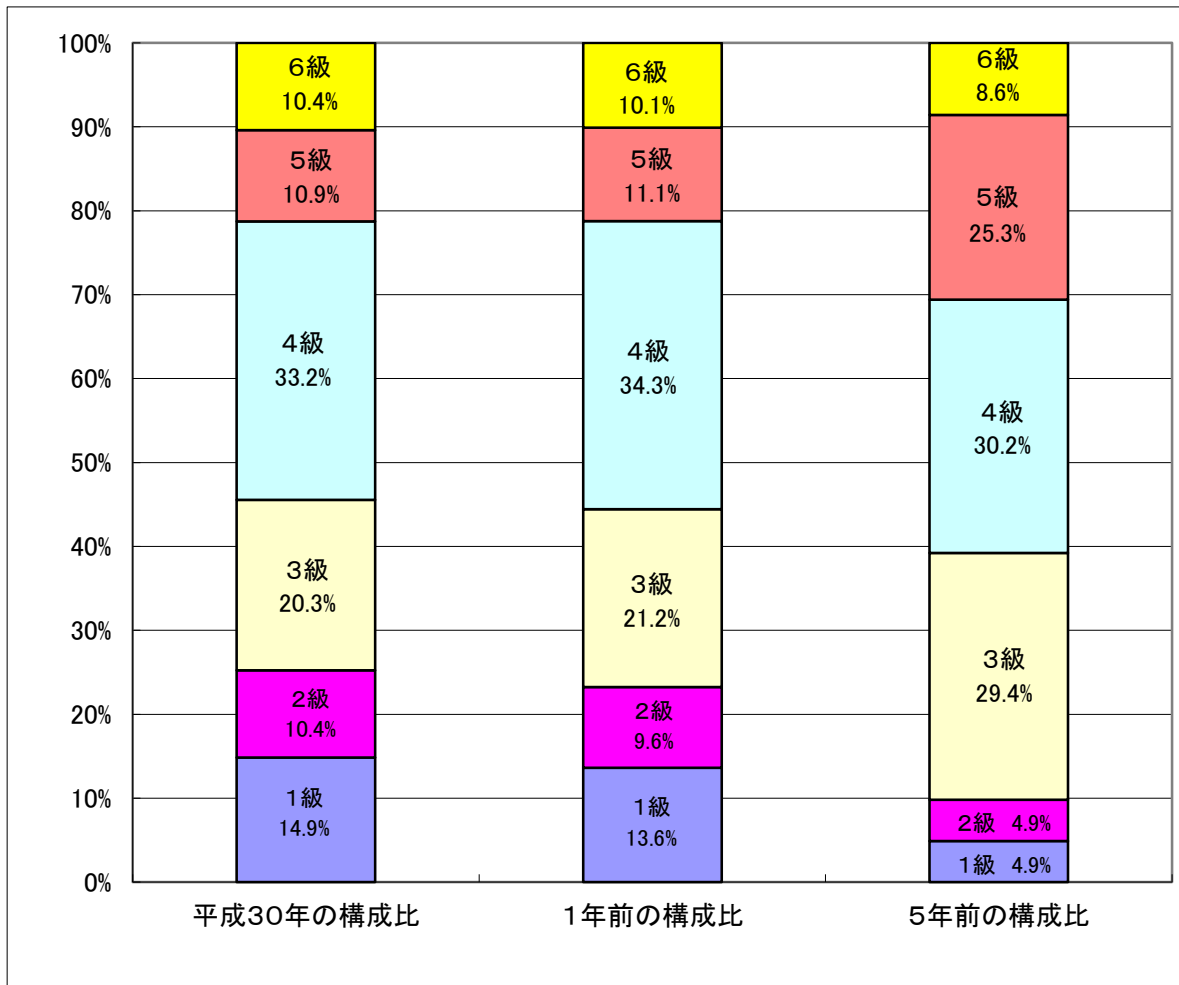
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成30年4月1日現在）

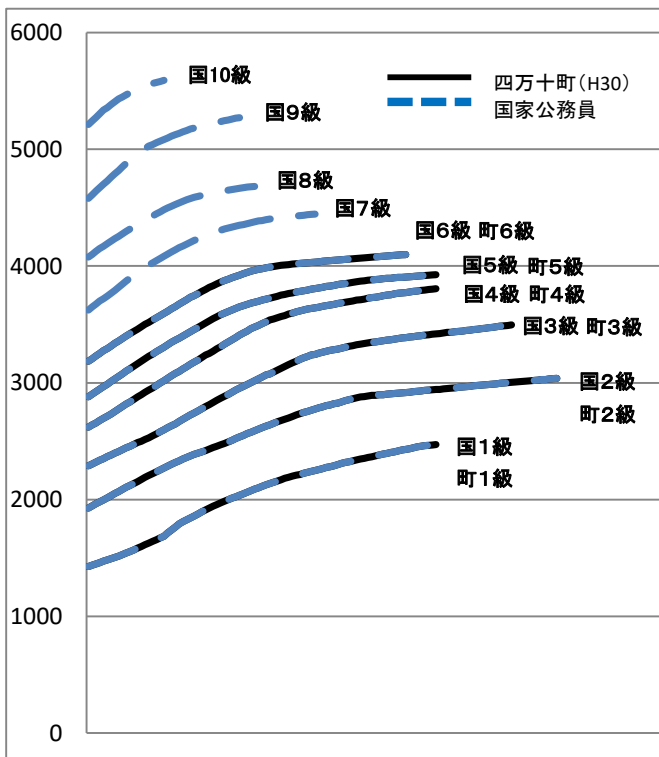
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の 給与月額	最高号級の 給与月額
6 級	会計管理者、政策監、地域振興局長、教育次長、副支所長、課長、事務局長、福祉医療センター所長等	21	10.4%	318,500	409,800
5 級	副課長、次長、室長、総括主幹、総括技幹、保育所長等	22	10.9%	288,000	392,600
4 級	副課長、次長、室長、総括主幹、総括技幹、主幹、技幹、主任保育士等	67	33.2%	262,000	380,600
3 級	主査、技査、保育教諭、保育士、保健師、社会福祉士、介護福祉士	41	20.3%	228,900	349,600
2 級	主任、主任技師、保育教諭、保育士、保健師、社会福祉士、介護福祉士	21	10.4%	192,700	303,800
1 級	主事、技師、保育教諭、保育士、保健師、社会福祉士、介護福祉士	30	14.9%	142,600	247,100

(注) 1 四万十町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（平成30年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

平成30年4月2日から平成31年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				○
標準の区分のみ（一律）		○		
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

四万十町	高知県	国
1人当たり平均支給額（29年度） 1,406 千円	1人当たり平均支給額（29年度） 1,570 千円	—
（29年度支給割合） 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 （1.45）月分（0.85）月分	（29年度支給割合） 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.55 月分 （1.375）月分（0.775）月分	（29年度支給割合） 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 （1.45）月分（0.85）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

平成30年度中の運用 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）		○		
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（平成30年4月1日現在）

四万十町			国		
（支給率）	自己都合	定年	（支給率）	自己都合	定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	なし		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）	
1人当たり平均支給額	16,118 千円				

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成30年4月1日現在）

記載なし。（四万十町が支給している地域手当は、国の制度によるものでない。）

支給実績（29年度決算）		千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）		千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
	%	人	16 %

(4) 特殊勤務手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（29年度決算）		1,800 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）		600,000 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（29年度）		1.0 %		
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（29年度実績）	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	感染症防疫作業に従事する職員	感染症防疫業務	0 千円	日額 1,000円
夜間看護業務手当	国民健康保険大正診療所の病棟に勤務する職員	夜間看護業務	0 千円	1回 4,500円
医療業務手当	国民健康保険十和診療所等に勤務する医師	医療業務	1,800 千円	月額 50,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成29年度決算）	48,319 千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	198 千円
支給実績（平成28年度決算）	51,937 千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	208 千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（29年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（平成30年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（29年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）
扶養手当	配偶者10,000円 子8,000円（配偶者がいない場合は1人目のみ10,000円） 父母6,500円（配偶者がいない場合は9,000円） 16～22才の子1人につき5,000円加算	同		22,677 千円	193,821 円
住居手当	借家の場合：家賃12,000円を超える場合家賃に応じて27,000円を限度に支給	同		17,279 千円	269,984 円
通勤手当	交通機関等利用者：55,000円まで全額支給 交通用具使用者：使用距離等に応じて2,000円～29,500円を支給 片道2km未満の者：なし	異なる	自動車等を使用する職員に対して一部異なる措置	18,958 千円	120,752 円
管理職手当	管理職員に対して支給 6級 月額42,500円 5級 月額38,100円 4級 月額36,200円	異なる	国制度は給料月額の20%を超えない範囲	11,144 千円	530,667 円
初任給調整手当	欠員の補充が困難又は特別の事情があると認められる医師又は専門知識を必要とする医師又は職員に対して支給 採用後の経過年数によって規則で定める額	同		4,421 千円	4,421,000 円

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)
特地勤務手当	地域手当に該当しない医師に対して支給 異動日給料月額、給料の調整額及び扶養手当に100分の3を乗じて得た額に2分の1を乗じた額又は現給料月額、給料の調整額及び扶養手当に100分の3を乗じて得た額に2分の1を乗じた額	同		178 千円	178,000 円
休日勤務手当	休日等(祝日法による休日、年末年始の休日等)に勤務した職員に対して支給 給与額の125~150/100	同		1,890 千円	19,895 円
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に対して支給 4,200円	同		419 千円	5,048 円
管理職 特別勤務手当	週休日、休日等に勤務した管理職員に対して支給 6,000円~12,000円	同		532 千円	26,600 円

5 特別職の報酬等の状況(平成30年4月1日現在)

区 分		給 料	月 額	等
給 料	町 長	737,000 円 (円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 847,000 円 / 684,000 円	
	副 町 長	631,000 円 (円)	679,000 円 / 546,000 円	
報 酬	議 長	283,000 円 (円)	345,000 円 / 256,000 円	
	副 議 長	228,000 円 (円)	280,000 円 / 213,400 円	
	議 員	205,000 円 (円)	250,000 円 / 195,000 円	
期 末 手 当	町 長	(29年度支給割合)		
	副 町 長	2.90 月分		
退 職 手 当	議 長	(29年度支給割合)		
	副 議 長 議 員	2.90 月分		
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	給料月額×在職年数×5.0	14,740 千円	任期毎
	備 考	給料月額×在職年数×3.0	7,572 千円	任期毎

- (注) 1 給与及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額であり。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

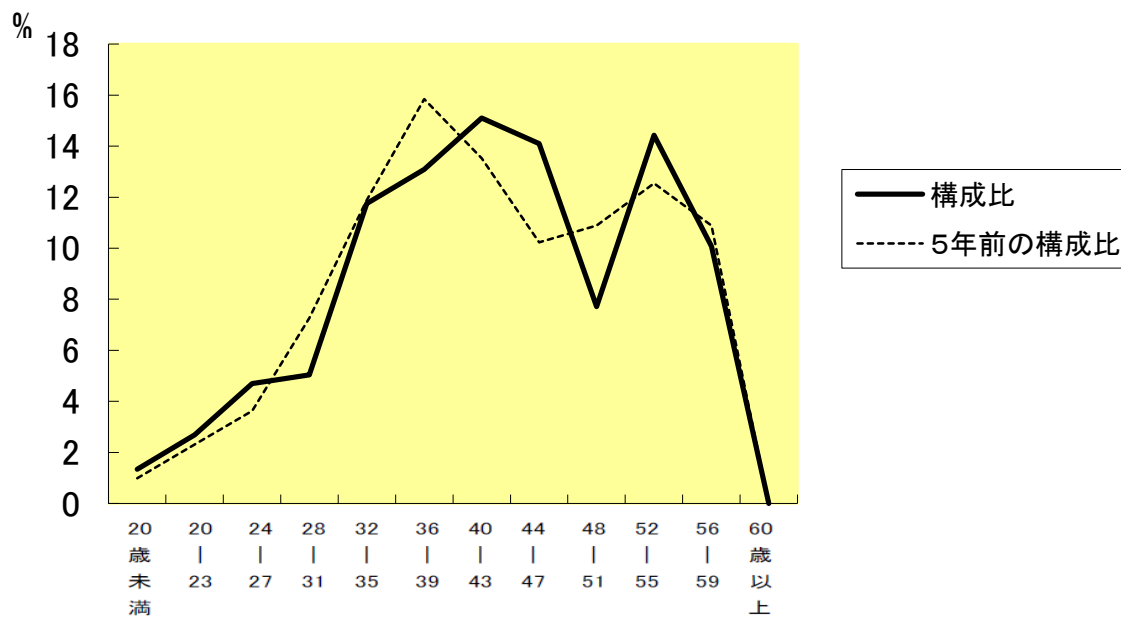
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成29年	平成30年		
普通会計部門	議会	4	4	0	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の退職不補充（△1） ・派遣職員の増（2） ・組織の改革に伴う減（△1） ・まちづくり推進室の新設（1） ・四万十川対策室の拡充（1）
	総務	35	36	1	
	企画	13	14	1	
	住民	17	17	0	
	税務	15	15	0	
	民生	58	58	0	
	衛生	17	18	1	
	労働	0	0	0	
	農林水産	25	25	0	
	商工	13	17	4	
土木	16	16	0		
	計	213	220	7	<参考> 人口1万人当たり職員数 125.53 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 90.23 人)
	教育部門	31	29	△2	・職員の退職不補充（△2）
	消防部門	0	0	0	
	小 計	244	249	5	<参考> 人口1万人当たり職員数 142.07 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 108.67 人)
公営企業等 会計部門	病院	27	29	0	
	水道	6	5	0	
	下水道	1	1	0	
	その他	19	18	0	
	小 計	53	53	0	
合 計		297	302	5	<参考> 人口1万人当たり職員数 172.32 人
		[374]	[374]	[-]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成30年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	17人	20人	22人	31人	32人	40人	47人	29人	24人	36人	2人	302人

(3) 職員数の推移

部門別 \ 年度	25年	26年	27年	28年	29年	30年	過去5年間の増減数 (率)
一般行政	216	208	212	218	213	220	4 (1.9%)
教育	32	32	32	32	31	29	△ 3 (-9.4%)
消防							0 ()
普通会計計	248	240	244	250	244	249	1 (0.4%)
公営企業等会計計	56	57	54	54	53	53	△ 3 (-5.4%)
総合計	304	297	298	304	297	302	△ 2 (-0.7%)

(注) 1 各年における定員管理において報告した部門別職員数

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成28年度の総費用に 占める職員給与費比率
29年度	千円 113,994	千円 5,356	千円 10,196	% 8.9	% 10.5

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
29年度	人 2	千円 6,986	千円 523	千円 2,687	千円 10,196	千円 5,098	千円 6,870

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成30年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成30年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
四万十町	40.0 歳	291,083 円	424,833 円
団体平均	44.2 歳	341,066 円	511,425 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

四万十町		一般行政職	
1人当たり平均支給額(29年度) 1,344 千円		1人当たり平均支給額(29年度) 1,406 千円	
(29年度支給割合)		(29年度支給割合)	
期末手当 2.60 月分 (1.450) 月分	勤勉手当 1.80 月分 (0.85) 月分	期末手当 2.60 月分 (1.450) 月分	勤勉手当 1.80 月分 (0.85) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成30年4月1日現在)

四万十町			一般行政職		
(支給率)	自己都合	定年	(支給率)	自己都合	定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 なし			その他の加算措置 なし		
1人当たり平均支給額 千円			1人当たり平均支給額 16,118 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(平成30年4月1日現在)

該当なし

エ 特殊勤務手当(平成30年4月1日現在)

該当なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成29年度決算）	106 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	53 千円
支給実績（平成29年度決算）	127 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	64 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（29年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成30年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との同異	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（29年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）
扶養手当	配偶者10,000円 子8,000円（配偶者がいない場合は1人目のみ10,000円） 父母6,500円（配偶者がいない場合は9,000円） 16～22才の子1人につき5,000円加算	同		0 千円	0 円
住居手当	借家の場合：家賃12,000円を超える場合家賃に応じて27,000円を限度に支給	同		300 千円	300,000 円
通勤手当	交通機関等利用者：55,000円まで全額支給 交通用具使用者：使用距離等に応じて2,000円～29,500円を支給 片道2km未満の者：なし	同		117 千円	117,000 円
管理職手当	管理職員に対して支給 6級 月額42,500円 5級 月額38,100円 4級 月額36,200円	同		0 千円	0 円
初任給調整手当	欠員の補充が困難又は特別の事情があると認められる医師又は専門知識を必要とする医師又は職員に対して支給 採用後の経過年数によって規則で定める額	同		0 千円	0 円
特地勤務手当	地域手当に該当しない医師に対して支給 異動日給料月額、給料の調整額及び扶養手当に100分の3を乗じて得た額に2分の1を乗じた額又は現給料月額、給料の調整額及び扶養手当に100分の3を乗じて得た額に2分の1を乗じた額	同		0 千円	0 円
休日勤務手当	休日等（祝日法による休日、年末年始の休日等）に勤務した職員に対して支給 給与額の125～150/100	同		0 千円	0 円
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に対して支給 4,200円	同		0 千円	0 円
管理職特別勤務手当	週休日、休日等に勤務した管理職員に対して支給 6,000円～12,000円	同		0 千円	0 円